明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕
○特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令（二〇六）　三
○特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（二〇七）　四
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（二〇八）　二
〔条　約〕
○国際航路標識機関条約（八）　二
○日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文（九）　二
〔内閣官房令・府令・省令〕
○関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣官房・内閣府・カジノ管理委員会・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛一）　二五
〔府　令〕
○貸金業法施行規則及び金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　一五
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　一六
〔省　令〕
○特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則（カジノ管理委員会・法務一）　三
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務五七）　二五
○卸売市場法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四二）　二六
〔規　則〕
○カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（カジノ管理委員会一）　二六
○特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則（同二）　一八〇
○カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（同三）　一八五
〔告　示〕
○カジノ管理委員会が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（カジノ管理委員会二）　一八六
○カジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（同三）　一八七
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二三九）　一九二
○国際航路標識機関条約の日本国による受諾に関する件（外務二三七）　一九二
○日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の効力発生に関する件（同二三八）　一九二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一一八八）　一九二

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令**（政令第二〇六号）（特定複合観光施設区域整備推進本部）

特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）の施行期日は、令和三年七月一九日とすることとした。

**◇特定複合観光施設区域整備法関係手数料令**（政令第二〇七号）（カジノ管理委員会）

1　国に納付する手数料（第一条及び第二条関係）

(一)　特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号。以下「法」という。）第二三三条第一項第五号及び第六号に掲げる者が国に納付しなければならない手数料の額について定めることとした。

(二)　(一)の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成一四年法律第一五一号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により同法第三条第八号に規定する申請等をする場合における手数料の額は、(一)の規定による手数料の額から二五〇円を減じた額とすることとした。

(三)　検定の申請について、カジノ管理委員会が、電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第一五一条第三項第二号に規定する基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該設備等の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、(一)及び(二)の規定にかかわらず、(一)及び(二)の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額の合計額を加えた額とすることとした。

(1)　職員二人が当該出張をすることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二五年法律第一一四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）

(2)　八万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額